

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 17 日現在

機関番号：24701

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2013～2015

課題番号：25860384

研究課題名(和文) 生殖補助医療におけるドナーの匿名性廃止の法制度化と子の出自を知る権利を巡る課題

研究課題名(英文) Issues in Legislation Abolishing Gamete Donor Anonymity and Guaranteeing the Right of Donor-Conceived Offspring to Know Their Origin

研究代表者

南 貴子(MINAMI, Takako)

和歌山県立医科大学・医学部・講師

研究者番号：10598907

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、世界に先駆けて生殖補助医療の法制度化に取り組み、ドナーの匿名性を廃止したオーストラリア・ビクトリア州に着目した。ビクトリア州では2012年に、ドナーの配偶子によって生まれた子の出自を知る権利を遡及的に認める法改正委員会の勧告が議会に出された。勧告と勧告に対するビクトリア州政府の対応を中心に、子、家族、ドナーの意見を含めた社会的反応を分析することによって、法制度化以前にドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の遡及的保障に係る問題を明らかにした。

研究成果の概要(英文)：In this study, the case of Victoria, Australia, which has led the world in regulating assisted reproductive technology and abolishing donor anonymity, was analyzed. In Victoria, the report submitted by the Victorian Law Reform Committee in 2012 recommended to give offspring born through the use of donated gametes (donor-conceived offspring) the retrospective right to know their origin. By analyzing the contents of the report and the responses of the State Government and the Victorian society, including those from donor-conceived offspring, donors, and their families, the new problems confronting the introduction of legislation allowing offspring born under conditions of donor anonymity their right to know their origin were revealed.

研究分野：応用社会科学

キーワード：生殖補助医療 出自を知る権利 ドナーの匿名性 オーストラリア・ビクトリア州

1. 研究開始当初の背景

近年、生殖補助医療技術の利用が急激に普及し、生殖補助医療によって子をもつ家族が増加するなかで、生殖補助医療によって生まれてくる子の福祉の問題が大きな社会的課題となっている。生殖補助医療のなかでも特に問題とされるものは、第三者(ドナー)の配偶子(精子・卵子)・胚を利用する生殖補助医療に関するものである。ドナーの配偶子・胚を利用する生殖補助医療には、血縁関係のない親子関係を人為的に作り出すこと、さらに、ドナーの匿名性のもとに配偶子提供が行われ、出自の事実が「家族の秘密」として子に知らされないことから派生する「家族の問題」がある。それらは子の出自を知る権利の法的保障の問題につながっている。

日本では、1949年に慶應義塾大学病院で初の提供精子による人工授精による子が生まれて以来、1万人以上の子が出生したと考えられている。しかし、生殖補助医療の利用、及びそれにより出生する子の増加にもかかわらず、現在もなお、生殖補助医療を適正に実施するための法整備がなされておらず、子の法的地位に関しても、生殖補助医療を想定していない現行の民法規定の解釈によって対応しているのが現状である。

このような状況に対して、2003年には厚生科学審議会生殖補助医療部会によって、提供配偶子(精子、卵子)・胚を用いた生殖補助医療を不妊症のため子を持つことができない法律上の夫婦に認め、さらに子の出自を知る権利を認めた報告書「精子・卵子・胚の提供等による生殖補助医療制度の整備に関する報告書」(以下、「生殖補助医療部会報告書」と略す)が作成された。しかし、まだ依然として法制度化には至っていない。

近年、人工授精による法的親子関係を巡る裁判事例や、未婚女性による自己授精、提供精子による人工授精によって生まれた子の出自を知る権利を求める活動などが報道されるなど、日本において生殖補助医療の法制度化は、早急に解決すべき社会的課題となっている。特に、子の出自を知る権利については、日本産科婦人科学会の会告「提供精子を用いた人工授精に関する見解」においても、「精子提供者のプライバシー保護のため精子提供者は匿名とする」とされており、また、生殖補助医療部会報告書においても、すでにドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の遡及的な保障について、どのような法制度の整備が必要なのかについては示されていない。このように、ドナーの匿名性のもとに生まれた子たちには、ドナーの情報にアクセスする道が閉ざされているが、その子たちの出自を知る権利についての研究や議論はほとんどなされていない。

2. 研究の目的

日本では、生殖補助医療を規制する法律は制定されておらず、主に日本産科婦人科学会

の会告に準拠して医師の自主規制のもとに行われているのが現状である。

一方、海外ではすでに1980年代より、生殖補助医療の法制度化が進み、子の福祉の立場から、第三者(ドナー)の配偶子・胚による懐胎(donor conception; 以下、DCと略す)によって生まれる子(DC子)の「出自を知る権利」を認める国(州)が増加している。しかし、それらの国(州)においても、法制度化後、子の出自を知る権利を巡って多くの課題が生じている。特に、法制度化前に生まれた子の出自を知る権利は、それらの国でも保障されないままである。近年、オーストラリア・ビクトリア州では、法制度化以前に、ドナーの匿名性の保障のもとに生まれた子の出自を知る権利を遡及的に認める法改正委員会の画期的な勧告が議会に提出された。勧告と勧告に対するビクトリア州政府の対応、及び、それらに対する社会的反応は、この課題に対する貴重な示唆を与える事例と考えられる。

本研究では、オーストラリア・ビクトリア州の事例を中心に、近年議論的的となっている提供配偶子によって生まれた子の出自を知る権利について、特にすでにドナーの匿名性のもとに生まれてきた子の出自を知る権利の保障に焦点を当てて、日本の法制度の整備に向けた議論においてどのような示唆を与えうるのかを明らかにすることを目的とした。

3. 研究の方法

ドナーの匿名性廃止の法制度化を巡る研究における問題点として次の2点を挙げることができる。

(1) 先行事例となる諸外国の法制度も、多くが新しく制定されたものであり、その法律の結果(影響)が明らかになるには、法の対象となる子の成長を待つための十数年を必要としていること。

本研究ではオーストラリア・ビクトリア州を研究対象に設定した。ビクトリア州は、1984年に世界に先駆けてドナーの匿名性を廃止する *Infertility (Medical Procedures) Act 1984* (1984年法) を制定し、1988年7月1日以降に提供された配偶子・胚によって生まれた子は18歳になれば、ドナーの同意のもと、ドナーを特定する情報を得ることができることになった。すなわち、ビクトリア州では、すでに1984年法施行後18年以上経過し、子の成長によって子の出自を知る権利の保障問題が現実のものとなっている。ビクトリア州の法制度がどのように機能しているのかを調査することは、子の出自を知る権利の保障について、これまで得られなかった新しい知見を与えてくれる可能性を有している。

(2) 生殖補助医療を利用した家族の調査・研究が困難であり、これまでほとんどなされてこなかったこと。

これまで、生殖補助医療によって子をつくったことは、家族にとって秘密とされていた。また医療側も秘密にすることを勧めていたことから、日本における家族を対象とした調査研究は困難な状況にある。

これらの理由から、ビクトリア州の事例を研究対象とし、ドナーの匿名性廃止の法制度化に伴ってどのような問題が生じているのかを、政策に対する社会の反応から探る目的で、主に新聞報道、生殖補助医療関連の論文、公的資料等を活用し、それらのデータの分析結果をもとに DC 子の出自を知る権利の保障を巡る問題を浮かび上げさせ、論述する研究方法をとった。

4. 研究成果

(1) ドナーの匿名性を廃止し、子の出自を知る権利を認める法制度化に伴う課題

法制度の適用される子の間に生じる出自を知る権利における格差

ビクトリア州では、1984年に人工授精や体外受精を含め生殖補助医療を包括的に規制する法律 *Infertility (Medical Procedures) Act 1984* (1984年法) を制定してドナーの匿名性を廃止し、さらに、1995年には改正法 *Infertility Treatment Act 1995* (1995年法) を、2008年には改正法 *Assisted Reproductive Treatment Act 2008* (2008年法) を制定するなど、子の出自を知る権利をより確実なものとするための法改正を重ねてきた。すなわち、1984年法によって提供に同意したドナーの配偶子(精子・卵子)・胚を用いて1988年7月1日以降に生まれた子は18歳になれば、ドナーの同意のもと、ドナーを特定する情報を得ることができるとした。1995年法では、1998年1月1日以降に提供に同意したドナーの配偶子・胚を用いて生まれた子は18歳になれば、ドナーの同意を得ることなく(提供時に情報開示の同意をとってあるため)ドナーを特定する情報を得ることができるとした。さらに、2008年法では、法の指針となる原則に「提供配偶子を用いた結果生まれた子ども(18歳未満の者を意味する)は遺伝上の親についての情報を知る権利がある」と明記され、情報開示申請における子の年齢制限の廃止と、出生証明書によって子に出自を知らせるという世界に先駆けた「新たな取り組み」がなされた。これらの法律(法改正)によって、ドナーの提供配偶子・胚を用いて生まれたDC子の出自を知る権利をより確実に保障するための取り組みがなされた。しかし、その結果として、適用される法律によって、DC子間に出自を知る権利における格差、すなわちドナーの同意を得る必要性の有無や情報開示申請年齢において格差が生じることとなった。

法制度化前に生まれた子の出自を知る権利の保障

ビクトリア州では、1984年法によってドナーの匿名性を廃止し、子の出自を知る権利を認めたが、法施行よりも前に「ドナーの匿名性の保障」のもとに生まれた子の出自を知る権利は保障されていなかった。その結果、1984年法によって1988年7月1日以降に生まれた子と、それより前に生まれた子の間において出自を知る権利における決定的な格差が生じている。ビクトリア州の社会は、法制度化後に生じた、子の出自を知る権利の保障におけるこの新たな格差の問題についての解決の方法を模索している。ビクトリア州の直面している、法制度化前にドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利の遡及的保障についての問題は、ビクトリア州以外の国(州)における問題でもある。特に、生殖補助医療を規制する法律がないままに、既に多くの子が提供精子による人工授精によってドナーの匿名性のもとに生まれている日本においても、今後取り組まねばならない課題である。

(2) 子の出自を知る権利の遡及的保障の法制度化を巡る課題

ビクトリア州で、出自を知る権利を巡って生殖補助医療によって生まれた子の間における格差が生じていること、特に、法制度化以前に生まれた子の出自を知る権利が保障されていない状況に対して、2012年3月、ビクトリア州法改正委員会は、法改正に向けた勧告を行った。勧告では、1988年より前に生まれた子も含めて、「ドナーによって懐胎された全ての子」の出自を知る権利が保障されるべきであるとしている。

子の出自を知る権利を遡及的に保障する法制度の実現は果たして可能なのだろうか。ビクトリア州法改正委員会の指摘は、これまで世界に前例を見ない革新的なものであると言える。勧告を受けて、2013年8月にはビクトリア州政府の回答がなされた。さらに、2013年12月に改正法 *Assisted Reproductive Treatment Further Amendment Bill 2013* が議会に提出された。法改正委員会の勧告に対する州政府の回答、及び改正法を中心に、子の出自を知る権利の遡及的保障の試みにおける課題を探った。

ビクトリア州法改正委員会の勧告

ビクトリア州法改正委員会の勧告の主な点は次のようなものである。

1) すべてのDC子がドナーの身元を特定する情報を得ることを認める法律を導入する(勧告1)。

2) ドナーやDC子が申し立てることのできる接触拒否(contact veto)のための規定を導入する。接触拒否は、1998年より前に提供された配偶子によって懐胎された子とその配偶子を提供したドナーのみが申し立てることができる(勧告4)。

1995年法により1998年1月1日以降の配

偶子提供は、ドナーの情報開示を前提に行われてきた。それに対して、1995年法施行前の配偶子提供は、子がドナーの身元を特定する情報にアクセスする条件としてドナーの同意を必要とすること(1984年法)あるいは、ドナーの匿名性の保障を前提(1984年法施行前)に行われてきた。勧告は、1998年より前に提供に同意したドナーに接触拒否権を与えることを前提に、子がドナーの身元を特定する情報にアクセスする権利を遡及的に認める(情報へのアクセスについてはドナーの同意を必要としない)ものとなっている。

勧告に対する社会的反応

勧告がなされた翌日3月29日付の新聞 *The Age* は、「超党派からなる法改正委員会による勧告はDC子に歓呼して迎えられた」と報道している。また、匿名性の保障のもとに精子提供を行ったドナーの発言のなかには、出自を知る権利を保障する法制度から取り残されてきたDC子の出自を知りたいとの願いに対して理解を示すものも見られる。しかし、勧告に対しては、肯定的な意見ばかりではない。特に医療に携わっている医師からは、勧告に対して慎重な姿勢が窺われた。また、勧告に反対するドナーの意見も見られた。反対意見のなかで、特に多くのドナーが危惧していたことは、ドナー自身の家族への影響であり、勧告が提示している子への「接触拒否権」では、ドナーやドナーの家族のプライバシーを守れないとするものであった。

これらの発言から読み取れることは、既に30年前のことであったとしても、匿名性の保障のもとに配偶子を提供したドナーの匿名性の権利は守られる必要がある。しかし、一方、出自を知る権利を奪われた子たちがいて、出自を知る権利と不可分の関係にあるドナーの匿名性の保障には、当事者であるその子たちの意見は何ら反映されてはいなかったという事実である。DC子に重要な(ドナーの)情報へのアクセスを認める一方で、ドナーに自分が望まない接触を拒否する権利を与えるなど、勧告はドナーの権利も認める形で、なおかつ、子の出自を知る権利の保障を模索した結果の答えであったが、まさしく、「微妙なバランス」を必要とする倫理的問題といえる。

ビクトリア州における改正法 *Assisted Reproductive Treatment Further Amendment Bill 2013* の成立

勧告は、子の出自を知る権利における格差の解消につながると期待されたが、2013年8月、ビクトリア州政府から出された回答は、勧告の求める遡及性を全面的に受け入れたものとはならなかった。

回答では、州政府は勧告1(すべてのDC子がドナーの身元を特定する情報を得ることを認める法律を導入する)については原則的に支持するが、ドナーを特定する情報はドナ

ーの同意のもとで開示すべきであるとの考えを示した。つまり、勧告に対する州政府の回答は、1984年法の適用が拡大される形で、1984年法施行前にドナーの匿名性のもとに生まれたDC子に対してもドナーの情報が得られるようにすべきであるとしているが、ドナーの身元を特定する情報の開示については、ドナーの同意を必要ととしている。つまり、配偶子提供にあたって保障されているドナーの匿名性を重視する内容であり、「すべてのDC子」に格差のない出自を知る権利を遡及的に認めようとする勧告からは、一步後退したものとなった。しかし、州政府の回答は、これまで法的保障のなかったDC子に対しても、ドナーの情報が *Central Register* に登録され(これまで病院や医師や個人のもとに分散されていた情報が州政府の機関である *Registry of Births, Deaths and Marriages* の管理のもとに登録されることになる) 州政府の機関を介してドナーの情報を得ることを可能とするものであった。ドナーの身元を特定する非匿名の情報も、ドナーの同意のもとで得ることが可能であり、ドナーの同意を前提条件とはしているが、子の出自を知る権利が法的に保障されることになる。勧告に対する州政府の回答に基づいた *Assisted Reproductive Treatment Further Amendment Bill 2013* が2013年12月に議会に提出され、2014年8月に議会を通過した。この改正法によって、これまで法的保障の外に置かれていた、法制度化前に生まれたDC子に対して、出自を知る権利を遡及的に認められる道筋が開かれることとなった。

(3) オーストラリア・ビクトリア州の事例分析によって示された日本の法制度化を巡る課題

ビクトリア州の法制度についての分析から、日本の法制度化、特に子の出自を知る権利の保障に関してどのような課題が潜んでいるのかを考察した。1995年法を改正した2008年法や、*Assisted Reproductive Treatment Further Amendment Bill 2013* によるビクトリア州の法改正は、次のような示唆を与えている。

子の出自を知る権利が保障されるには、「子が出自の事実とともに成長する権利が保障されなければならない」こと、そして「ドナーの匿名性のもとに生まれた子の出自を知る権利を遡及的に認める必要がある」ということである。そしてそれらの実現のためには、法制度の改革とともに、法制度に対する家族、ドナー、そして社会の理解とサポートが必要である。

日本の生殖補助医療部会の報告書では子の出自を知る権利を認めているが、1995年法と同様に、ドナーの情報を管理し、子がドナーの情報にアクセスすることを認めるに留まっている。ビクトリア州においては、1984年法の施行後、18年を経ても多くの子が出自

について親から知らされておらず、子が出自を知るための前提となる真実告知が親の手にゆだねられており、法に基づく子の権利を阻んでいた。このような状況が、日本においても再現される可能性が高いことをビクトリア州の事例は示唆している。つまり、子が出自を知る権利を保障するには、子が出自の事実とともに成長することのできる法的、社会的環境を整えることの重要性を指摘しているといえる。

さらに、ビクトリア州においても、1984年法施行前には、配偶子提供はドナーの匿名性を前提にしていたことから、法施行後も彼らが出自を知る権利は保障されない状況にあった。

日本においても、提供精子によってすでに生まれた子は、ドナーの匿名性のもとに生まれている。そして、生殖補助医療部会報告書にも、子が出自を知る権利を遡及的に認めるためにどのような法整備が必要なのかについては、述べられていない。Assisted Reproductive Treatment Further Amendment Bill 2013によるビクトリア州の法改正は、この問題に対する一つの法的な解決方法を示しているといえる。

しかし、ビクトリア州における法改正は、1984年法以来、約30年の時を経て、ドナーの匿名性のもとに生まれた子が出自を知る権利を遡及的に認めることに対する社会的な合意が得られた結果であること理解する必要がある。つまり、生殖補助医療の法制度化は、家族の在り方に深く関わっており、ドナーや、家族、そして医療関係者をはじめ、社会の合意を必要としていることから、生殖補助医療の在り方に対する議論を深めるための年月が必要とされる。ビクトリア州の事例は、生殖補助医療の法制度化を考える上において、不妊治療としての親の立場に立ったこれまでの視点から、生まれてくる子の立場に立った視点への転換の重要性を指摘するものといえる。

本研究では、ビクトリア州法改正委員会の勧告や Assisted Reproductive Treatment Further Amendment Bill 2013 の分析を通して、ビクトリア州における世界に前例の無い先駆的な法制度の導入が、日本をはじめ法制度化が進展している海外においても、法制度の在り方を検討するうえにおいて貴重な指標になることを明らかにした。

これらの研究成果は、下記の論文等において発表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

Takako Minami, Progress in the Legislation of Assisted Reproductive Technology in Victoria, Australia: Guaranteeing Donor-Conceived

Offspring's Right to Know Their Origin, *Journal of Australian Studies*, 査読有、Vol.28、2015、pp.36-53

南 貴子、配偶子ドナーの匿名性のもとに生まれた子が出自を知る権利の遡及的保障をめぐる課題 オーストラリア・ビクトリア州の事例を中心に、医学哲学 医学倫理、査読有、No.32、2014、pp.22-32

南 貴子、生殖補助医療の法制度化において「取り残された子」の出自を知る権利 オーストラリア・ビクトリア州の新たな試み、保健医療社会学論集、査読有、Vol.24、No.1、2013、pp.21-30

〔学会発表〕(計3件)

南 貴子、提供配偶子を用いる生殖補助医療の法制度化をめぐる課題、日本家族社会学会第25回大会、2015年9月5日、追手門学院大学(茨木市)

Takako Minami, Third Party Assisted Reproduction and the Right of Donor-Conceived Offspring to Know Their Origin in Australia, The First International Conference of the Australian Studies Association of Japan、2014年7月26日、Sophia University(Tokyo)

南 貴子、生殖補助医療によってドナーの匿名性のもとに生まれた子が出自を知る権利を巡る取り組みと課題、日本家族社会学会第23回大会、2013年9月8日、静岡大学(静岡市)

〔図書〕(計1件)

南 貴子、日本評論社、「配偶子ドナーと家族の統合をめぐる近未来の制度設計」、『グローバル化時代における生殖技術と家族形成』、日比野由利編著、2013年、279頁中20頁(180-199頁)

6. 研究組織

(1)研究代表者

南 貴子(MINAMI, Takako)
和歌山県立医科大学・医学部・講師
研究者番号：10598907

(2)研究分担者

なし

(3)連携研究者

なし